

令和6年第10回米子市教育委員会定例会会議録

日 時 令和6年7月31日（水）午後1時30分
場 所 教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦 林 実（教育長）
白 井 靖 二
荒 川 陽 子
塩 地 淳 子
永 井 善 郎

説明のため出席した職員の職及び氏名

事務局長	長谷川 和 秀
事務局次長兼こども施設課長	矢 野 伴 典
事務局次長兼生涯学習課長	毛 利 公 一
こども政策課長	永 榮 一 博
こども支援課長	長 尾 理 恵
学校教育課長	仲 倉 昭 雄
学校給食課長	伊 藤 康 恵
スポーツ振興課長	成 田 博 顕
文化振興課長	大 塚 一 平
学校教育課長補佐	波多野 健 司
こども政策課担当課長補佐	佐 藤 祐 佳
文化振興課専門官	中 原 齊
こども政策課事務員	山 崎 武

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 前回の会議の会議録の承認

第3 教育長の報告

第4 議 事

議案第37号 令和7年度から令和10年度まで使用する中学校各教科の教科用図書の採択について

議案第38号 米子市指定無形民俗文化財の指定について

報告第6号 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

開 会 午後 1 時 3 0 分

○浦林教育長 ただいまから、令和 6 年第 1 0 回米子市教育委員会定例会を開会いたします。

1 会議録署名委員の指名

○浦林教育長 それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に白井委員を指名いたします。

2 前回の会議の会議録の承認

○浦林教育長 次に、日程第 2、前回の会議の会議録の承認に移ります。
前回の会議の概要について、事務局から報告をお願いします。
長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 前回の会議の概要でございますけれども、6 月 2 5 日に定例会が開催されまして、報告第 5 号「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」を報告いたしました。
前回の会議の概要は、以上でございます。

○浦林教育長 前回までの会議の会議録を承認します。

3 教育長の報告

○浦林教育長 次に日程第 3、教育長の報告について、私から報告をいたします。
本日は、3 点報告をさせていただきます。

1 点目ですけれども、計画訪問ですが、1 学期は 7 回予定をしておりましたけれども、7 月 1 1 日の淀江中学校の予定は、天候不良が心配されましたので延期しておりまして、6 回となりました。淀江中につきましては、2 学期に指導案がない形で訪問させていただくという方向で進めております。大変お世話になりました。

2 学期は、9 月 2 7 日の加茂中学校をスタートとして、淀江を除きまして 1 0 回の計画訪問となっております。引き続きよろしくお願いいたします。

それから 2 点目は、この会でもご紹介申し上げましたが、コミュニティ・スクールの研修会についてです。7 月 6 日土曜日、文化ホールの方で市民を対象とした研修会を開催しました。市民を対象としたと言いましたが、参加者の多くは、やはりコミュニティ・スクールの委員や学校関係者ではありましたが、一般の方も 2 0 名参加されておりまして、合わせて 1 8 1 名参加ということでした。

それから 3 点目は、毎年やっております小中サミットについてです。今年は 8

月2日に米子市公会堂の方で実施する予定としております。子どもたちがどんなことを話していくのか、もしお時間が許すようでしたら、ご参加をいただければと思います。私からは以上です。

4 議 事

○浦林教育長 日程第4、議事に入ります前にお諮りいたします。

議案第37号については、教科用図書採択に係る案件であり、鳥取県西部地区教科用図書採択協議会において、全ての情報が9月1日まで非開示とされているため、本議案の審議を非公開とすることを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第37号については非公開いたします。

それでは、議案第37号「令和7年度から令和10年度まで使用する中学校各教科の教科用図書の採択について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

仲倉学校教育課長。

○仲倉学校教育課長 議案第37号につきまして、学校教育課よりご説明いたします。本日、ご審議いただく前に、令和6年3月12日に開催されました第4回教育委員会におきまして、第16号議案として、鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置についてをご承認いただいたところです。

その後、鳥取県西部地区教科用図書採択協議会では、教科用図書に関する専門の事項を調査するため、中学校各教科の教科用図書に係る調査部会を置き、各4名の調査員による調査・研究が行われました。その調査・研究による報告書は、各委員さんに既に配付させていただいております。

本日、米子市教育委員会で採択する教科用図書をご審議いただいた後、西部地区全ての市町で同一の教科用図書が採択されましたら、来年度から使用する教科用図書が決定する、そういう運びとなっております。

なお、鳥取県西部地区教科用図書採択協議会につきましては、浦林教育長にご出席いただいておりますので、その協議内容につきましては浦林教育長からお願いしたいと思います。

なお、先ほどお配りした関係資料でございますが、教育委員会終了後、回収させていただきますので、お持ち帰りになられませんかようお願いいたします。

では浦林教育長、お願いします。

○浦林教育長 では、西部地区教科用図書採択協議会での協議について、ご報告いたします。

去る令和6年7月23日に米子市シルバーワークプラザにて、第2回西部地区教科用図書採択協議会を開催いたしました。採択協議会のメンバーは、各西部地域の市町、組合の教育長のほか、中学校長代表2名、保護者代表2名の13名で構成されています。

協議会では、まず中学校各教科の調査員からの報告書をもとに報告を受けた後、県から送付された資料も参考にしながら協議しました。その結果をまとめたものが、本日お配りしております資料「令和6年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会協議内容」及び「採択が適当である中学校・義務教育学校後期課程教科用図書一覧表」です。

協議内容としましては、学習指導要領に示されている教科の目標達成のために内容が工夫されていること、内容がよく精選され、各教科の学習の充実と発展を図ることができるようになっていくことなどを採択の基準として、協議いたしました。協議内容の詳細につきましては、お配りしております資料1の1ページから16ページのとおりです。その結果、資料2にまとめております教科用図書が採択に適当であろうという結論になりました。

なお、採択が適当であるとされた教科用図書の特徴につきましては、資料1の17ページから21ページにあります「採択が適当である教科用図書の特徴一覧（中学校・義務教育学校後期課程）」に記載のとおりですので、ご覧ください。以上でございます。

仲倉学校教育課長。

○仲倉学校教育課長 そういたしましたら、ボリュームがありますが資料をご覧いただきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

荒川委員。

○荒川委員 今回、QRコードが充実して、それがもうすっかり定着して当たり前にも見えますけれども、中でもCBTテストを少し意識したものであったりとか、ウェルビーイングというワードが見えてきたのがすごく印象に残っています。また、家庭科とか技術のところに消費者トラブルだったり防災であったり、本当に今、学ぶべきことが取り入れられている印象がありますが、お伺いしたいのは、選定の中で、例えば本の厚みだとか重さだとかサイズのことが協議の中で話題になったのでしょうか。やっぱり中学校の机はそんなに大きくないんですけど、タブレットと教科書とノートで机がいっぱいになったりだとか、教科書のほとんどが1年間で1冊の厚み、重みのあるものだったと思うんですけれど

も、そのあたりの意見があったのか、どういった意見があったのか教えてください。

○浦林教育長 波多野学校教育課長補佐。

○波多野学校教育課長補佐 協議会では、委員の中からサイズの問題などの意見がありました。特に、外国語の教科書につきましては、協議内容の方には書いておりませんが、その大きさによって何か特徴的なものがありますかっていうご質問がありました。ただ、大きさで判断するのではなく中身のところで判断させていただきました。

外国ですけれども、採択された教科書につきましては、テーマに沿った4コマ漫画というか、そういうのが左上にあって新たに学習する表現を特徴的にするためのこのサイズであろうというところで厚みだとか、それからのサイズというところでそれによって採択に至らなかったというところのご意見はありませんでした。

○浦林教育長 荒川委員。

○荒川委員 もちろん中身が一番大事だと思うんですけど、非常に重たいのと、大きさもととても見やすいですが、大きいという印象が多くの教科書でありました。

○浦林教育長 保護者委員は、やはりそういうことをおっしゃっていて、教科によって大きさが違うのはどうなんだろうっていうのがあったんですけど、ただサイズで教科書を外れるというわけにはならないので、先ほど説明があったとおりになりますということと、それから字が大きくて見やすいと重いし、小さいと軽くなるけど見にくいという、その辺の意見も出ておりました。最終的にはそういうことをメインで検討するということではなく、内容で決めていたという形になったというふうに記憶しております。

○浦林教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第37号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第37号「令和7年度から令和10年度まで使用する中学校各教科の教科用図書の採択について」は、原案のとおり承認することにいたします。

○浦林教育長 次に、議案第38号「米子市指定無形民俗文化財の指定について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

大塚文化振興課長。

○大塚文化振興課長 そうしますと、議案第38号「米子市指定無形民俗文化財の指定について」ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。こちらは、本年1月の教育委員会におきまして、議案書記載の尚徳地区のセントロ・マントロの文化財指定に係る文化財保護審議会への諮問についての議決をいただいたものでございまして、先般、文化財保護審議会を経まして、指定について適当である旨の答申をいただいておりますので、このたびは、その指定についてご審議いただくものでございます。

はぐっていただいて、2ページと3ページをご覧ください。詳細は資料のとおりでございますので説明は簡潔にいたしますが、このセントロ・マントロとは、毎年7月に尚徳地区で行われている行事でございまして、千灯籠・万灯籠が詠った呼称でございます。

この行事が、当該地域において、いつ頃定着したのかを明らかにする記録は残されておりませんが、少なくとも江戸時代後期から明治時代には行われていたものと考えられます。尚徳地区の各集落ごとのそれぞれの信仰に基づく火祭りが長きに渡り、また同時期に行われているという点が特徴でございまして、夕闇の中に火の帯が浮かび上がる光景が幻想的な夏の風物詩となっております。

以上を踏まえまして今回の無形民俗文化財の指定についてお諮りする次第でございます。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

塩地委員。

○塩地委員 お祭りはどの辺りで、この地域の方々のご存知だと思うんですけども、他の地域の方へのご紹介、ご案内はありますか。

○浦林教育長 中原文化振興課専門官。

○中原文化振興課専門官 今現在、他の地域の方にそれが周知されてるという

ことは、そんなにならないと思われます。集落の中ではやっておられますし、川沿いとかを通ると明かりが見えて、何だろうというところはあるんですけど、まだちょっと集落の外に対する発信はできてないんじゃないかなと思っております。今回、指定ということになりましたら、そういうことにも努めていきたいなと思っております。

○浦林教育長 その他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 では、質疑がないようですので採決いたします。

議案第38号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第38号「米子市指定無形民俗文化財の指定について」は、原案のとおり承認することにいたします。

○浦林教育長 次に、報告第6号「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 報告第6号「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」、ご報告申し上げます。

議案資料の4ページをお開きください。米子市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づきまして、教育長が臨時代理をいたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。

初めに、1、臨時代理した事項につきましては、米子市教育委員会事務局職員の人事異動についてでございます。その内容につきましては、5ページの令和6年7月16日付人事異動表のとおりでございます。

次に、2、臨時代理を行った日は、令和6年7月16日でございます。

次に、3、臨時代理を行った理由につきましては、教育委員会事務局職員の人事異動につきまて、緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長が臨時に代理したものでございます。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 本日の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして令和6年第10回米子市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後1時47分